

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和6年6月5日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和6年6月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 水谷 正行
2 番 伊藤 忠司
3 番 糠 己紀男
4 番 横井 善彦
6 番 白木 悟
7 番 岡村 なつ枝
8 番 岡村 昇
9 番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

5 番 花井 一好

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 守(遅刻:午後7時5分)

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は花井一好農業委員、伊藤正樹推進委員、伊藤守推進委員の3名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、中山 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、中山 事務局長 よろしくお願い致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時03分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、伊藤忠司委員、白木悟委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

(伊藤守委員入室)

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は2件、XXXXXXXXXXで2,621 m²です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、

県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号 5-1 については貸し人が営む[]としての転用で、令和元年に転用許可のあった既存施設の拡大となります。隣接地の状況は、北が[]、西と南が[]、東が[]です。雨水排水は、敷地内で集水して既設側溝から暗渠を通して[]水路へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、一体利用地を挟んで[]の町道に上水道管及び下水道管が埋設されており、500m以内に[]があることから、農地法施行規則第43条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて申請番号 5-2 については借り人が営む[]としての転用で、隣接地の状況は、北と西が[]、南が[]、東が[]です。雨水排水は、敷地内で集水して既設側溝から[]道路側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて事項書3ページの「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は 6-1 から 6-2 の 2 件、計 12 筆の 12,086 m²です。賃貸借内容、各土地の所在等は3ページから4ページまでに記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7 時 8 分 〕

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7 時 15 分 〕

議 長	「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-1」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 推進委員の「加藤英二委員」のご意見をお願いします。
加藤英二委員	問題ないと判断しました。
議 長	次に農業委員の「糠己紀男委員」のご意見をお願いします。
糠 己 紀 男 委員	同じく問題ないと判断しました。
議 長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「5-2」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 推進委員の「伊藤正人委員」のご意見をお願いします。
伊 藤 正 人 委員	特に問題ないと判断しました。
議 長	次に農業委員の「伊藤忠司委員」のご意見をお願いします。
伊 藤 忠 司 委員	問題ないです。
議 長	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-1」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「5-1」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 次に、「5-2」について許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「5-2」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」原案に賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

（午後 7 時 21 分 閉会）

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員